

第6回 奈良県総合治水対策推進委員会 議事概要

- 1 日時：平成29年1月26日(木) 10時00分 ～ 11時40分
- 2 場所：奈良経済会館5階 大会議室
- 3 出席者：奈良県総合治水対策推進委員会委員8名（4名欠席）
奈良県県土マネジメント部 加藤部長、水本理事、平岡河川政策官 他7名

議事内容（主な意見）

●これまでの委員会における委員の意見及び対応方針

松村委員：上位法がある場合にはそれを超える罰則は設定しづらいようだ。上位法の制定が古いと罰金が小さい。それを悪用することも考えられるため、条例での罰則について、どのように考えるかが重要である。

南川委員：条例に義務を定めれば、その違反に対して一定のペナルティを科す必要がある。ペナルティには、罰金や懲役のような行政刑罰と、過料のような行政上の秩序罰がある。今回は、特定開発行為の許可基準を、行政手続法5条、審査基準として知事が法律の趣旨に沿って定めている「要綱」に基づき行っているものを「条例」という法形式で定めようとするものである。この条例で定めたことを満足しない開発行為は、条例違反であり法律違反となる。したがって、あえてその条例の中で罰則を定めなくても上位法である都市計画法などの罰則が適用されるという解釈である。ただし、特定開発行為への規制が、都市計画法等の開発許可の基準における知事の裁量の範囲内とみなせるかの整理は必要と思われる。

もう一つの考え方として、法律と切り離して県独自の条例の制定を考えると、罰則を条例で定める必要がある。ただし、同じ行為のため、都市計画法などの罰則よりも重い罰則を定めるのは難しいと思われる。

法律と条例を融合させた方がよいと考えており、そういう方向性で上位法の罰則を使い、罰金を科すことになる。また、罰金は刑罰のため心理的に抵抗もあり、金額の多少で実効性に影響はないと思う。

事務局：今後も専門家のご意見をうかがい、条例案を固めたい。ほかに、各施設の維持管理については義務扱いとしているが、罰則の考え方について伺いたい。

南川委員：届出義務への違反については行政刑罰ではなく、秩序罰となる過料を定める必要があると思う。雨水貯留、ため池、水田貯留の管理者は県と市町村であり、それに対して刑罰を科すことはないため対象からは外れる。防災調整池の維持管理については「適正な管理」についての要件を明確にした運用基準のようなものを作っていくと思うが、

違反に対してせいぜい過料か、罰則は無理と思う。

平井委員：制度の運用にあたってのペナルティの手法として、迅速性の観点から、勧告や公表といった手続きも重要と考える。

南川委員：制裁的な公表ということであれば、不利益を受ける者に弁明の機会を与え、事実関係が明確な段階になって公表するという手続きを踏む必要がある。

●浸水危険区域について

松村委員：降雨強度式を設定した際の雨量データが昭和54年までと、近年のものが含まれていないが、見直す必要はないのか。また、確率解析手法としてグンベル法を採用しているが、妥当性はどうか。

事務局：平成10年および平成16年に、それぞれ当時までのデータを追加して検証し、あまり変わらなかったとの結果を得て、奈良県管理河川の治水計画に引き続き用いている。グンベル法についても他の手法と比較し、妥当との結果を得ている。

松村委員：流出・氾濫モデルの妥当性についてはどうか。

事務局：平成7年、11年、19年の各洪水において、王寺地点での流量データとの整合性を確認し、浸水範囲についてもほぼ合致しているという結果を得ている。

松野委員：条例では、水田やため池、貯水池などを取り扱っているが、それらの影響はどのように組み込んでいるのか。詳細な内容となるが、条例で扱っている事項については何らかの説明が必要である。

事務局：個々の水田などの状況を反映することは難しいため、ある程度のまとまりとして組み込んでいる。モデルの詳細については、「条例の解説」という冊子で説明したい。

委員長：モデルにおいて雨水排水システムはどのように取り扱っているのか。氾濫水は雨水排水システムにも入るようモデル化しているのか。

事務局：できるだけ下水道管渠も組み込み、氾濫水の流れ込みや、下水道管渠からの溢水もモデル化している。

委員長：そうしたことも含めて「条例の解説」を作成してもらいたい。

中村委員：今後、雨の降り方や土地利用が変わってきた場合に、浸水危険区域はどのようなタイミングで更新するのか。

事務局：市街化調整区域の市街化区域編入に関わる内容のため、都市計画の見直しに合わせて基本は10年単位での見直しと考えている。

委員長：雨量の統計期間を延ばすと、10年確率雨量がどのようになるかデータはないか。

事務局：過去に検討もしており、今あるデータでどれくらいになるかは出せると思う。なお、総合治水対策は昭和57年8月の実績降雨を対象に進めており、そのときの支川流量が50mm中央集中型降雨とピーク流量で差異がないという確認をしている。したがって、確率規模が変わったとしても50mm対応としては変わらないと考えている。

委員長：市街化区域での浸水危険情報については、県としてどのように活用するのか。

事務局：例えば、市町村のまちづくりなどの参考にしてもらえよう、情報提供することを考えている。

川村委員：「知事が定める基準」について、条例制定と同時に公開されるのか。

事務局：既存のものを条例に沿って改訂したり、新たに作成するなどして、条例の可決後の周知期間のあいだに公表したい。

●その他

中村委員：シミュレーションでは、パラメータが変われば、結果が変わる。ある程度、幅をもたせて浸水危険区域を示すという方法はどうか。

委員長：そのようなチェックは検討段階では行う必要があると思うが、浸水危険区域のようなものを公表する場合には、前提条件を明確にして決定論的に行っていることがほとんどではないか。

松村委員：土地に関わる問題はシビアに扱われるため、例えば、全国統一の手法で行うように、明確な条件下で示していく必要があると思う。

以上